

総合評価方式における低入札価格調査制度の運用について

総合評価方式における低入札価格調査制度の制度趣旨

低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10）は、低価入札をした者が完全な履行をしないこと等により、結果的に地方公共団体が損害を蒙るおそれがあることから、これを避けることを目的としたもの。

これは総合評価競争入札においても同様に考えられることから、地方自治法施行令第167条の10の2第2項において規定。

価格による失格基準

調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札を失格とする基準（価格による失格基準）を定めることにより、更に高いダンピング防止効果を得ることが可能。

総合評価方式における最低制限価格制度の適用の可否

総合評価方式の性質上、低入札価格調査制度のみが規定。このため、総合評価方式の適用対象工事については、価格による失格基準を定めることにより、最低制限価格と同様のダンピング排除の効果を得ることが可能であり、その活用を図っていくことが重要。